# 政　令

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百七十号**

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第四十五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表一般職試験の項（大卒程度の者に係る部分に限る。）下欄第一号中「又は」を「若しくは」に、「知識を」を「知識又は一般的な教養を」に改め、同欄第三号中「又は技術」を「若しくは技術」に、「知識並びに」を「知識又は同号に規定する教養並びに」に改め、同表海上保安学校学生採用試験の項下欄第一号中「、ロ又はハ」を「又はロ」に改め、ロを削り、ハをロとし、同欄第二号中「若しくはロ」を削り、「同号ハ」を「同号ロ」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百七十一号**

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百七十二号**

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第二項第十三号中「（法第百十七条の二第一項第一号に規定する酒に酔つた状態であるものに限る。）」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）

**附　則**

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百七十三号**

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄